

敦賀市学校施設長寿命化検討業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、敦賀市（以下、「甲」という。）が発注する「敦賀市学校施設長寿命化検討業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

受注者（以下、「乙」という。）は、契約書及び本仕様書並びに各種指針・関係法規等に準拠し、甲の指示に従い、本業務を実施しなければならない。

2 業務の目的

本市では、令和3年3月に「敦賀市学校施設長寿命化計画」（以下、「現行計画」という。）を策定した。しかしながら、トイレ改修、照明のLED化、体育館空調整備など、学習環境の改善に資する施設改修等を優先して実施していることにより、建物（外壁、壁、床、ライフライン等）の老朽化対策に資する改修については、現行計画どおりに進捗していない状況にある。加えて、近年の資材価格の上昇や人手不足等を受けた建設事業費の上昇等により、現行計画において算出した維持・更新コストと実際のコストに乖離が生じている状況にある。

さらに、学校設置者には、国の学校施設整備指針等を踏まえた「新しい時代の学び」を実現する学校づくりを推進していくことが求められており、そのためにも、全小中学校一律の改修を行うのではなく、施設の老朽化状況や将来の児童・生徒数の減少等を見据えた、効率的・効果的な改修を実施していく必要がある。

これらのことを踏まえ本業務は、現行計画策定時の調査データ等を基に、現在の学校施設の老朽化状況（健全度状況）を把握したうえで整備水準や実施計画の見直しを行うとともに、将来の児童・生徒数の減少を見据えた改修方法及びその妥当性を明らかにすることを目的とする。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 対象施設

本業務の対象施設は、別紙のとおりとする。

5 関係法令等

本業務は、本仕様書及び以下の指針・関係法規等をもとに実施しなければならない。

- (1) インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月／内閣府）
- (2) 文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月／文部科学省）
- (3) 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成27年4月／文部科学省）
- (4) 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月／文部科学省）
- (5) 学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書（令和5年3月／文部科学省）

- (6) 学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の充実・見直しに係る取組事例集（令和7年3月／文部科学省）
- (7) 学校施設バリアフリー化推進指針（令和7年8月／文部科学省）
- (8) 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標（令和7年8月／文部科学省）
- (9) 敦賀市公共施設等総合管理計画（平成29年1月、令和4年3月（令和3年度改訂版）／敦賀市）
- (10) 敦賀市学校施設長寿命化計画（令和3年3月／敦賀市教育委員会）
- (11) その他関係法令及び計画等

6 技術者の配置

本業務を円滑に進めるため、乙は以下の資格を有する技術者を配置しなければならない。

- (1) 管理技術者：業務従事者を監督し、本業務の統括を行う者
 - ・技術士（建設部門／都市及び地方計画）又はRCCM（技術部門／都市計画及び地方計画）の資格を有すること。
 - ・過去10年以内に同種・類似業務の業務実績を有し、折衝・調整（コーディネート）能力に優れていること。
- (2) 照査技術者：本業務において技術的妥当性を照査し、品質の確保を図る者
 - ・技術士（建設部門／都市及び地方計画）又はRCCM（技術部門／都市計画及び地方計画）の資格を有すること。
- (3) その他の条件
 - ・管理技術者及び照査技術者は各々兼任できないものとし、参加申請書類提出時点で継続して3か月以上の直接的な雇用関係にある者であること。
 - ・実施体制として一級建築士の資格を有する者を配置すること。配置できない場合は再委託も可能とするが、再委託先の配置予定一級建築士の氏名、所属等を記載し、資格証明書を提出すること。

7 協議

本業務を円滑かつ的確に進めるため、乙は甲と緊密な連絡を取りながら、着手時から完成に至るまでの間、甲の監督員との十分な協議を行い、甲と乙が互いに協力し合い業務の進捗に努めなければならない。なお、甲の監督員と協議した結果については、後日疑義を生じさせないように記録を整備しておくものとする。

8 資料の貸与

甲は、受託者に業務の遂行上必要な資料を貸与するものとする。この場合、乙は貸与された資料を本業務終了後速やかに返却するものとする。なお、資料収集時に関係部署・機関との調整が必要な場合には、事前に市の承認を得るものとする。

9 検査

乙は、業務完了後、速やかに完了届及び成果品を提供し、甲の検査を受けなければならない

い。また、乙は、甲の検査により成果品に不明箇所等が認められた場合には、乙の責任により修正を行わなければならない。

1 0 成果品の帰属

本業務の成果品については、甲の管理及び帰属とし、乙は成果品等を第三者に公表又は貸与してはならない。

1 1 契約不適合責任

完了後に乙の責任による成果品の不適合が発見された場合、乙の負担により、速やかに誠意をもって訂正・補足を行い、納品しなければならない。

1 2 守秘義務

乙は、本業務において知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。本業務が完了又は解除された後においても同様とする。

1 3 再委託

乙は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事前に本市と協議し、必要と認められた場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。

1 4 疑義

本仕様書に定めのない事項、又は業務遂行の過程において本仕様書の内容若しくは解釈について疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ、甲の指示に従って業務を行うものとする。

1 5 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 事前準備

- ・本業務の目的・趣旨を把握し、本仕様書に示す業務内容を確認した上で、業務の実施方針、業務工程表、実施体制（技術者届及び経歴書含む）等を記載した「業務実施計画書」を作成し、甲の承諾を得る。
- ・本業務の着手に当たり必要な資料（現行計画における施設概要、現地調査結果、健全度調査結果、その他保守点検記録等）について貸与を受けるなど収集・整理を行う。

(2) 施設概要・健全度調査結果等の更新

① 施設概要の更新

- ・現行計画における施設概要や施設状況調査結果を基に、保守点検記録、現行計画策定後の修繕・改修履歴、経年劣化等を踏まえて、施設概要表及び施設状況調査結果の更新を行う。その際、乙が必要と認めるときは、技術者による現地再調査、施設管理者へのヒアリング、写真撮影等を行う。
- ・現計画策定以降に建設した角鹿小中学校は、現地調査及び資料の作成を新たに行う。

② 健全度調査結果の更新

- ・施設の状況及び他自治体市の事例等を踏まえ、施設整備水準の検討に資するよう、必要に応じて健全度調査方法（部位区分・評価方法・判定基準等）を再検討する。
- ・検討した健全度調査方法に基づき、全施設の健全度判定を実施する。
- ・健全度調査結果を一覧表として整理する。その際、整備水準や実施計画等を検討する上での施設ごとの課題や留意事項についても整理する。

(3) 施設整備水準の検討（改修方法検討・コスト比較）

- ・健全度調査結果を基に、現行の国庫補助制度や他自治体の長寿命化改修事例等を踏まえ、コスト・耐久性・改修の容易性等を踏まえた実用的な施設整備水準を比較検討する。また、「新しい時代の学び」を実現する学習環境整備や、バリアフリー化（エレベーターやバリアフリースイールの整備）についても検討する。
- ・施設整備水準は、建物及び健全度評価の部位区分ごとに設定する。
- ・検討した結果を施設ごとに改修内容一覧として整理する。

(4) 実施計画の検討

- ・ここまでに検討した整備水準をもとに実施計画を検討する。
- ・施設の中・長期的な使用見通し（残使用期間や各部位の改修周期等）や、財政的制約（トータルコストの圧縮・予算の平準化等）を踏まえ、目標耐用年数の考え方や改修周期・改修方法の再検討を行う。なお、残使用期間が短く、改修の効果が得られない施設は、現施設と同規模・同機能での改築を行った場合の概算事業費を算出する。
- ・施設の改修等の優先順位を設定し、整備コストとともに施設整備年表として整理する。
- ・整理した実施計画どおり実施した場合と、従来型で実施した場合との整備財源を含めたライフサイクルコストを算出し、その比較を行う。

(5) 将来の児童生徒数等を見据えた施設整備の検討

① 町丁目ごとの将来の児童・生徒数及び学級数の推計

- ・学校ごとの将来の児童・生徒数を予測するため、住民基本台帳のデータを用いて、市内の全町丁目を対象に、コーホート変化率法により男女別1歳階級別に将来の人口を推計する。必要に応じて、当該地区の土地利用等を勘案しつつ、低位・中位・高位の3仮定を設定する。ただし、推計において、より有利な方法がある場合はこの限りではない。
- ・得られた人口推計により、小学校・中学校ごとの児童生徒数及び学級数の推計を行う。

② 校舎必要面積等検討のためのデータ整理

- ・児童生徒数及び学級数の推計を、校舎必要面積（支援学級、多目的室、オープンスペースなど必要諸室の検討）や、学校適正規模の検討等に資する体裁で整理する。

③ 校舎の減築や他の公共施設等との複合化検討

- ・校舎必要面積等の検討結果に基づき、建物の減築や、対象施設の周辺に立地している他の公共施設等との複合化について検討する。

(6) 庁内検討資料作成

- ・上記(1)から(5)の業務について、甲の指示に基づき、適宜、庁内検討のための資料作成を行う。なお、庁内検討は甲が実施するものとし、乙の出席は求めない。
- ・庁内検討は時点データを活用した検討も含め、履行期間内に複数回行うものとし、その中で整備方針、実施計画等に変更が生じた際は、都度検討資料を修正する。

(7) 業務報告書のとりまとめ

上記(1)から(6)で実施した内容を報告書としてとりまとめる。

(8) その他

上記以外で発注者と受託者が協議し、必要と認めた事項についても、本業務に含めるものとする。

1.6 参考業務スケジュール

本業務の参考スケジュールは下記のとおりとする。なお、実際の業務スケジュールは、契約締結後に甲乙協議のうえ決定する。

- ・6月下旬 : 契約締結
- ・7～9月 : (1)事前準備・(2)施設概要等の更新・(5)将来の児童生徒数推計
- ・10月～ : (3)施設整備水準の検討・(6)庁内検討資料作成(初回)
～ 庁内検討結果を検討資料に反映 ～
- ・11～2月 : (4)実施計画の検討・(5)将来の児童生徒数等を見据えた施設整備の検討
(6)庁内検討資料作成(2～3回)
～ 庁内検討結果を検討資料に反映(2～3回) ～
- ・3月 : (6)庁内検討資料作成(最終)・(7)業務報告書のとりまとめ

1.7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

・施設概要の更新データ	※1.5(2)①関係	1式
・健全度調査結果の更新データ	※1.5(2)②関係	1式
・施設ごとの改修内容一覧	※1.5(3)関係	1式
・施設整備年表	※1.5(4)関係	1式
・従来型とのコスト比較結果	※1.5(4)関係	1式
・将来の児童生徒、学級数の推計結果	※1.5(5)関係	1式
・庁内検討資料(複数回)	※1.5(6)関係	1式
・業務報告書	※1.5(7)関係	1式
・協議記録		1式
・その他、甲が必要と認める資料		1式
・上記電子データ CD-R等		1枚

(別紙) 対象施設一覧

No	施設名	区分	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		R8 年度末 築年数
							西暦	和暦	
1	敦賀西 小学校	校舎	特別教棟	RC	3	599.00	1969	S44	57
		校舎	管理・特別教棟	RC	3	1,530.00	1984	S59	42
		校舎	普通教棟（渡り廊下含）	RC	3	2,527.00	2010	H22	16
		体育館		RC	2	1,272.00	1985	S60	41
2	敦賀南 小学校	校舎	管理・普通教棟	RC	3	2,154.00	1970	S45	56
		校舎	普通教棟（渡り廊下含）	RC	3	2,654.00	1967	S42	59
		体育館（渡り廊下含）		RC	2	910.00	1971	S46	55
3	松原 小学校	校舎	普通教棟	RC	4	1,194.00	1975	S50	51
		校舎	普通教棟（給食室含）	RC	4	2,347.00	1978	S53	48
		校舎	管理棟	RC	4	1,290.00	1979	S54	47
		校舎	特別教棟	RC	3	783.00	1981	S56	45
		体育館（渡り廊下含）		RC	2	1,208.00	1981	S56	45
4	中央 小学校	校舎	普通教棟（渡り廊下含む）	RC	3	2,141.00	1981	S56	45
		校舎	管理・特別教棟	RC	3	2,356.00	1981	S56	45
		校舎	普通・特別教棟	RC	3	1,666.00	2005	H17	21
		体育館（渡り廊下含む）		RC	2	1,271.00	1982	S57	44
5	沓見 小学校	校舎	管理・普通教棟	RC	2	838.00	1979	S54	47
		校舎	特別教棟（渡り廊下含む）	RC	3	1,092.00	1984	S59	42
		体育館		RC	2	570.00	1981	S56	45
6	東浦 小中学校	校舎	管理・普通・特別教棟	RC	3 (2)	3,236.00	1987	S62	39
		体育館		RC	2	1,187.00	1987	S62	39
7	中郷 小学校	校舎	普通教棟	RC	3	691.00	1976	S51	50
		校舎	管理・普通・特別教棟 （渡り廊下含む）	RC	3	2,430.00	1985	S60	41
		校舎	特別教棟	S	3	398.00	1999	H11	27
		体育館		R	2	952.00	1982	S57	44
8	栗野 小学校	校舎	特別教棟	RC	3	734.00	1967	S42	59
		校舎	普通教棟	RC	3	1,308.00	1971	S46	55
		校舎	管理・普通教棟	RC	3	2,926.00	1984	S59	42
		体育館（渡り廊下含む）		RC	2	816.00	1974	S49	52
9	栗野南 小学校	校舎	普通教棟（給食室含）	RC	3	2,094.00	1975	S50	51
		校舎	管理・特別教棟	RC	3	1,519.00	1977	S52	49
		校舎	普通・特別教棟	RC	3	586.00	1980	S55	46
		体育館		RC	2	764.00	1976	S51	50
10	黒河 小学校	校舎	管理・普通・特別教棟	RC	3	1,807.00	1981	S56	45
		体育館		RC	2	564.00	1981	S56	45

No	施設名	区分	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		R8 年度末 築年数
							西暦	和暦	
11	気比 中学校	校舎	普通教棟	RC	3	1,441.00	1975	S50	51
		校舎	普通・特別教棟	RC	3	3,104.00	1978	S53	48
		校舎	管理棟	RC	2	1,475.00	1979	S54	47
		体育館		RC	2	1,491.00	1979	S54	47
12	松陵 中学校	校舎	普通・特別教棟 (給食室含)	RC	4	2,702.00	1978	S53	48
		校舎	普通・特別教棟	RC	4	2,877.00	1979	S54	47
		校舎	管理棟	RC	2	458.00	1979	S54	47
		体育館 (渡り廊下含)		RC	2	1,810.00	1981	S56	45
13	栗野 中学校	校舎	管理棟	RC	2	657.00	1973	S48	53
		校舎	特別教棟	RC	3	1,289.00	1977	S52	49
		校舎	普通・特別教棟	RC	4	2,821.00	1984	S59	42
		校舎	管理棟 (廊下含)	RC	3	1,180.00	1984	S59	42
		校舎	普通・特別教棟	RC	3	1,063.00	1985	S60	41
		体育館		RC	2	1,728.00	1983	S58	43
14	角鹿 小中学校	校舎	普通・特別・管理教棟	RC	3	7,720.00	2020	R2	6
		サブアリーナ (通路等含む)		RC	1	847.00	2022	R4	4
		メインアリーナ (クラブハウス含む)		RC	2	1,518.00	1988	S63	38